



2018年4月11日 第130号 北九州労健連ニュース

TEL 093-871-0449 FAX 093-872-3695

〒804-0094 北九州市戸畑区天神 1-13-13 シェルム天神 1F

北九州労働者
の健康問題連
絡会議 発行

<http://rokenren.com/>

3月9日(金)～11日(日)にかけて、北九州労健連フィールドワークとして、韓国のいくつかの労働組合を訪問し、その活動の実態について組合役員から直接聞いて学ぶことができました。

3月9日(金)8時30分に、福岡空港に集合。(参加者8名)。

////////////////////////////////////
12時に、仁川空港着。

仁川空港労働組合(非正規の労働組合)仁川支部

仁川空港は17,000人が交代制で働いている。約10,000人が下請け労働者である。それぞれの労働者は60社程の営業会社で働いている。その

内約4000人が組合員、組合費は収入の1%、文政権になって昨年5月12日に3者委員会が作られ、まずは保安関係者の正規化をするためのどのよ

うにしたら出来るかの協議がされている段階。現行の制度では「2年の直接雇用で無期に」、「間接雇用7年で無期に」の制度はあるがなかなか実行されていない。

正規との格差は、例えば福利厚生での格差、交通費では、非正規は正規の4分の1、地下鉄通勤とリムジンバス運賃ぐらいの格差がある。非正規の職場での健康診断は1回が2万円程度かかるので、なかなか難しい、運動は雇用を守ることや賃金の改善で精一杯で安全衛生の取り組みまでは手が付いてない状況です。

韓国でたくさん学ぶことができました



ソウル労働権益センター(感情労働保護チーム)

肉体労働・頭脳労働、感情労働(医療・教育・介護などサービス労働全般)

労働が尊重されるソウル市

ソウル労働権益センターはソウル市条例により2015年設立、市民参加の労働人権キャンペーン、労働環境改善など労働関連の事前予防と教育、労働尊重文化が形成される活動目標を明らかにし、労働権が侵害されない人間らしい暮らしを目指してソウル市に労働政策課をつくり、労働権益が実現されるよう努力することを謳っている。ソウルの人口は約1000万人、8ヶ所に

センターがある。公共部門、民間部門がある。このセンターでは、零細、非正規の弱い立場の人たちの支援を行なっている。労働権を青少年や市

民に教育、制度的支援ができるように取り組んでいる。保健安全の取り組みはこれからのテーマである。

韓国最低賃金、753円 政権が変わり大きな変化!

非正規労働センターは、2000年5月に発足した。非正規労働者の団体である。非正規労働の調査闘争支援、非正規の組織化などを行っている。政府の労働関係委員会にも文政権後に関わっている。昨年政権が変わり最低賃金が16.4%アップする。500万人以上の人最低賃金以

下で働いている、この人たちの改善をすることが必要である。最低賃金を改善させる闘いは労働者の代表が委員会に参加して声を上げたこと、そして時給 1 万ウォン運動が大きな成果を上げた。大統領選挙ですべての政党候補者の 1 万ウォンを政策としてあげた。文政権の目標は、2020 年までに時給 1 万ウォンにすることで、そのためには毎年 15%アップが必要となる。

零細中小企業者への対策も

零細中小企業者が耐えられるように、政府も月に 1 人 13 万ウォンの支援金を出している。この支援を受けるためには 4 大保険の加入が条件であり、若いアルバイトの人は保険加入で本人の手取りが減ってしまうので望まない人もある。財閥・大企業側が大きな力を持っているこうし



た状況を改善させる必要がある。財閥を規制する社会的システムに変えられる力を持つ必要がある。

ある。

民主労組、希望連帯労働組合訪問

インターネット・ケーブルテレビの設置をする人々が組合員である。日常の中で生活をしている人が一緒に生きる社会を目指して、経営者に団体交渉で「社会貢献基金の拠出」を求め、その資金で児童青少年支援に取り組んでいる。

環境団体、図書館などと協力し地域見守りネットワークを作成、食事の提供・本の読み聞かせやキャンプなども行っている。子どもたちが健全な労働者になっていくように、労働者階級の観点を育てるために、資本の支配から解放され「組合員が楽しく、幸せに」を生活の場から実現するために、子供たちに労働条件について教える活動をしている。

グリーン病院労働環境健康研究所

グリーン病院労働環境健康研究所で説明を受

ける。民医連との繋がりが深く、東洋レーヨン（現「東レ」）の化学物質による CS2 中毒災害の報告、日本から古い製造装置を導入して 15 歳からの多くの若い人が中毒職業病になった。韓国最大の職業病が起き 150 人以上が死亡し、約 900



人の中毒患者が発生した。こうした闘争を通じて CS2 中毒災害の事後対策だけではなく韓国の労働安全衛生の問題の認識を広め研究所が設立された。中毒災害を通して若者・国民の要求は、①病院を建てること②研究所を作ること③福祉施設を作ること。この要求は 11 年後に実現した。

政府の産業安全保険研究院の設立にも役割を果たし研究所の設立により、現在でも職場の安全衛生予防の問題に大きく貢献している。

集配労組 志高き人々「志の高さは天を衝く勢い」

韓国の郵便事業の歴史は、120 年以上の歴史がある。1997 年の通貨危機後に非正規職員化がはじまり、2000 年から大量に郵便物が増えた。それにもかかわらず、人員不足の状況が続いてさらに非正規職員を増やし労働環境が悪化した。長時間労働が常態化しており、朝 7 時から夜 10 時過ぎまで当日発送の郵便物を届け終わるまで仕事が終わらない。健康生命が脅かされている。

11 日(日)20:10 福岡空港着

3 日間の訪問先との調整・行程全般をコーディネートしていただいたキムさん、快く対応していただきました各団体のみなさんに心からのお礼を申し上げます。そして、3 日間の通訳と地下鉄移動をサポートしていただいた大塚さんご苦労様でした。参加者のみなさんお疲れさまでした。 【北九州労健連議長 永野忠幸】

第29回人間らしく働くための九州セミナーin福岡 現地実行委員会が結成されました。



2月14日(水)19時~都久志会館で29回目となる人間らしく働くための九州セミナーin福岡現地実行委員会の結成総会がありました。20団体41名が参加しました。

福岡市での開催は15回目のセミナー以来なので実に14年振りとなります。結成総会では西南大学法律学科教授の有田謙司先生が『労働者の人権・基本権』としての健康と

題しての講演がありました。準備会の取り組みを報告し、申し合わせ事項の確認、役員体制の確認を行いました。実行委員長は福岡医療団の舟越光彦先生、事務局長も福岡医療団千鳥橋病院の瀬口和也さんです。

現地実行委員会には大学生や若い方々が関わりながら準備を進めていきます。現地企画としての学習企画第1弾も講師が決まり準備が進められています。詳細が決まりましたらお知らせします。今回の九州セミナーは福岡市での開催です。北九州も積極的に取り組んで成功に一役買しましょう!

【九州社医研 青木珠代】

九州セミナー運動の経験交流集会を開催しました。

今年の第29回福岡以降の九州セミナーの発展を願って、沖縄を始め九州各県からの代表世話人が集まり次世代につなげる運動へと経験交流を福岡の奥座敷二日市温泉で2月17日~18日に行われました。一日目は、ネットワーク佐賀の報告、学習講演として北九州労健連の「北九州 ROUAN 塾」の取り組みを健和会労組の八木和也さんがPPを使って1年間(11回)の取り組みの苦労話を交えながら講演しました。「ROUAN 塾」は、次世代を担う後継者育成と北九州地域における労働安全衛生活動の担い手づくりの課題解決を目的に開催。労安活動のきっかけとなった

「労働組合が労働安全衛生活動に取り組んで、何が労働組合じゃ!!」の名言を紹介し、実行委員会が自ら講師をしながら学び、仲間と一緒に成長し、団結が深まった経験を報告しました。

二日目は、福岡過労死家族の会の取り組み報告と地域組織の活動報告。地域での取り組み報告では、この間どの県でも過労死事例やメンタルヘルスの悪化が増えていることが報告され、



労働組合が過労死事案に取り組む意義、長時間労働をどうなくしていくかが報告されました。

メンタル・過労死防止の取組みは、まずは「休め」の声かけと労働組合がかかわりが大事なこと、「目くばり・気くばり」コミュニケーションをしっかりと取り合える運動をすすめる。予防のたたかい、被害者をつくらないたたかいと合わせて、職場での予防のたたかいの重要性がそれぞれから報告されました。セミナーの分科会の持ち方について内容がさらに深められるようにするにはどうしたら良いかなどの意見も出され、今年の第29回九州セミナーは、11月10日(土)~11日(日)「ももちパレス」で開催、30回セミナーは長崎で開催することを再確認しました。

【北九州労健連議長 永野忠幸】

九州建設アスベスト訴訟 第2陣提訴行動

2月26日、福岡地裁にて行われた九州建設アスベスト訴訟第2陣提訴行動に、原告・弁護団、支援者ら約150人が参加しました。

2011年10月の第1陣提訴から6年が経ち、1陣は福岡高裁でアスベスト被害の重さを裁判官へ訴え、全ての被害者救済のための救済基金制度創設と、新たな被害者の根絶を求めて闘ってきましたが、その闘いに今後は2陣原告の皆さんも加わります。

当日は、13時より福岡地裁前にて門前集会を行い、多数の報道関係者がカメラとマイクを構える中、2陣原告12人の紹介が行われ、1陣原告を代表して北九州の柴田清子遺族原告から「無念さ、悲惨さを訴え一緒にがんばりましょう」と激励の言葉が送られました。

そして、2陣原告を先頭に裁判所へ入り、訴状を提出した後、記者会見を兼ねた報告集会が行われ、2陣弁護団事務局長を務める田中謙二弁護士より「2陣提訴は国と製造メーカーに解決なしには被害が続くことを突き付ける意義がある」と話され、「一人親方も含めて被告には真の反省と真の償いを一刻も早く求めていく」と意気込みを語りました。

【福建労北九州支部 平安将隆記】



東京高裁判決は、国の責任が、一人親方・事業主に対しても及ぶとする 歴史的・画期的な判決！



3月14日、東京高裁は、東京1陣訴訟の判決を言い渡し、原告354名

のうち327名に対し国の責任を認め、総額約23億円の支払いを命じました。また、国の責任は一人親方・事業主に対しても及ぶとする歴史的な判決。一方、屋外作業者に対する責任、建材メーカーの賠償責任は認めませんでした。判決で国の責任は、労働者へのマスク着用義務付け、石綿建材や現場への警告表示義務付けを怠ったこととしました。責任の期間は、一審の東京地裁判決は「1981年（昭和56年）から」、これに対し「1975（昭和50）年から」として6年さかのぼり、被災者の救済範囲を広げました。

さらに労働安全衛生法（安衛法）の諸規定の

内、石綿粉じんのような有害物質を規制したり職場環境を保全するための諸規定（警告表示を含む）は、労働者以外の者を含めて保護するものとなりました。さらに、現在の安衛法が成立する以前の法律や「特別加入」の規定が、労働者以外の者も保護対象としてきたこと、一人親方等が重要な地位を占めている「社会的事実」も考慮しました。一人親方については「労働者性」（使用者から作業指示を受けて働くことなど）が認められない限り救済されない判断が続いていましたが、この判決は「中小事業主」まで救済する極めて画期的な判決です。

3月23日には東京都日比谷公園野外音楽堂にて、全建総連建設アスベスト全国集会が開催され、福建労から原告・役員ら20人が参加。

被害の完全救済へ基金創設を何としても実現する決起の場となりました。

【福建労北九州支部 平安将隆記】